

公益社団法人滋賀県サッカー協会 ガバナンスコードの適合状況に関する自己説明

【自己評価】

A：対応している B：一部対応している C：対応できていない

NO.	原則	審査項目	自己説明	自己評価
1	〔原則1〕 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである	(1) 法人格を有する団体は、団体に適合される法令を遵守すること	(7) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき定款を制定している。	A
2		(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること。	※本協会は公益社団法人であるから、この項目は該当しない。	
3		(3) 事業運営に当たって適応される法令等を遵守すること	(7) 事業運営に関わる基本規程や各種規程を制定している。 (4) 法令等の改定に伴い、規程の新規策定や見直しを進めている。	B
4		(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること	(7) 毎年6月に定例社員総会を開催し、決算書類や理事・監事選任等の重要案件の承認及び事業報告等の確認を行っている。 (4) 年6回（奇数月）に定例理事会を開催し、予算・決算及び事業計画・報告の承認、及び県協会の事業運営に係る事案の協議および承認を行っている。 (7) 監事は毎理事会に出席し、理事会の運営を監督すると共に、毎年5月に決算書類及び事業報告等の監査を行っている。	A

5	〔原則2〕 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。		(ア) 2015年に2024年国体(2025年に延期)に向けた「SFAビジョン」を策定し、2024年度の到達目標を掲げている。 (イ) 「SFAビジョン」は県協会ホームページで公開している。	A
6	〔原則3〕 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	(ア) コンプライアンス担当理事を中心にコンプライアンス委員会を設置し、役職員へ対しコンプライアンスの意識向上を図る研修会を定期的に行う。	B
7		(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	(ア) 県協会専務理事(WOジェネラル)が3種・4種の役員や指導者に暴力・暴言根絶の研修会を実施している。 (イ) すべての種別の指導者や選手にコンプライアンス教育を実施していく。 (ウ) 指導者が選手に暴力・暴言を行ったときには、県協会内の規律裁定委員会において事実確認の調査を行うと共に、JFA懲罰規定に則りしかるべき懲罰・指導を行う。 (エ) コンプライアンスに抵触する重大事案が発生した際には、顧問弁護士の指導を仰ぐ、体制ができています。	B
8	〔原則4〕 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(ア) 経理規程を定め、それに則り協会事務局の経理担当者が各種別員会・専門委員会の経理担当者と連携して経理処理を行っている。 (イ) 定款に、理事の取引の制限に関する規定を定めている。	A
9		(2) 国庫補助金等の利用に関し、適切な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵	(ア) 経理規程において、各法令等や公益法人会計基準に準拠して会計処理を行うことを明記している。	A

		守ること		
1 0		(3)関係処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること	(7) 県協会事務局の常勤職員の中で、経理責任者を専務理事、出納責任者を事務局長と定め、複数名の経理担当者が経理事務を行っている。 (4) 各種別委員会・常設委員会の経理担当者は、年2回の中間決算及び年度末決算の報告を事務局の経理担当者に証憑を添えて提出している。 (5) 毎月、顧問税理士による経理書類の外部監査を行っている。 (6) 監事は社員総会前の決算期に、経理書類・証憑及び決算書類の監査を行っている。	A
1 1	〔原則5〕 法令に基づく情報開示を行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1)法令に基づく情報開示を適切に行うこと	(7) 協会 HP において以下の書類を開示している。 ①役員名簿 ②事業計画・事業報告 ③予算書・決算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）	A
		(2)組織運営に係る情報の積極的な開示を行うこと	(7) 大会や普及・強化事業等の実施要項・募集要項・結果などを協会 HP に開示している。 (4) ガバナンスコードの遵守状況に関する情報を県協会 HP に開示する。	A
	〔原則6〕 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合は、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規程についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規程があるか。	特になし	